

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

新しい救急搬送車を購入しました。

新・旧車両の引き継ぎ式！



以前の車両は平成9年度に購入したものです。
10年目を迎えた今年、新しい車両へ任務を引き継ぎました。

IP電話番号

村役場代表 5000~5004
議会事務局 5005
教育委員会 5006
社会福祉協議会 5007

総務企画課 ☎679-2113 出納室 ☎679-2972 産業建設課 ☎679-2115
住民課 ☎679-2971 健康福祉課 ☎679-2114 議会事務局 ☎679-2152
社会福祉協議会(農マ) ☎679-2304 教育委員会 ☎679-2817
[夜間・休日 ☎679-2111 FAX679-2125]

覆工完了延長
(平成19年4月1日現在)

964.4m

※覆工とは、トンネル工事の仕上げ作業です。

主な内容

施政方針……2 佐那河内村振興計画……8 平成19年度予算……11

人のうごき(平成19年3月31日現在) / 人口 2,934人(+5) 男 1,427人(+3) 女 1,507人(+2) ・世帯数 919(+2)

施政方針 (要旨)

●はじめに

本村のブランド農産物であるももいちご・大福みかんが高値で取引され、農家の皆さんの努力が実を結んでいることに敬意を表しますとともに、村として誠に喜ばしい限りであり、うれしいニュースです。

さて、人口減少時代を迎え、少子化・高齢化・過疎化が一段と進み、集落の維持が困難となるいわゆる“限界集落”の増加が報じられています。一方、県、市町村を取り巻く財政の硬直化は一段と進み、財政再建団体からの回避のための法制度が図られようとしています。地方自治法・行政改革推進法・健康保険法・教育基本法等各種法律の改正とともに、制度改正が行われ、地方交付税の削減、税源移譲の格差、若年人口の減少に伴う税収の減少等地方財政は益々厳しさを増してい

ます。また、基礎自治体の規模の検討や広域行政の推進が図られており、更に道州制の検討など、時代は大きく変化しようとしています。国は、地域の活性化なくして国土の活力なしとあらゆる格差の解消に努めたいと言いつながら、国土の均衡ある発展から選択と集中へ方向転換を進めています。

●平成19年度村の主要課題と諸施策について

策について

1. 第4次村振興計画基本構想に基づく事業推進
2. 農山漁村活性化法に基づく、村活性化計画の策定
3. 実質公債比率県下第2位、全国199位の高位にある財政再建計画の策定と公表
4. 小・中学校施設改築計画の検討と基本設計並びに財政計画の作成
5. 公共施設の老朽化対策と人口減少に伴う特別会計簡易水道事業、集落排水事業などの維持・補修・管理等経費増大対策

●予算編成における基礎数値について

1. 人口 平成17年国勢調査 2800人

平成19年3月1日住民登録人口 2929人

2. 人口移動(18年度中)

増：出生15人 転入65人

計80人

減：死亡52人 転出93人

計145人

3. 差し引き 65人の人口減

児童・生徒数

(平成19年4月1日現在)

保育所56人 小学校109人

中学校62人

4. 高齢者比率 34・6%

65〜74歳 455人

75〜103歳558人

合計 1013人

5. 全住民平均年齢 51・2歳

介護認定数

(平成19年3月1日現在)

・在宅107人 ・施設入

所57人 ・その他23人

合計187人

6. 一般職員数

(平成19年4月1日現在)

50人

7. 起債現債高の状況

(平成19年3月1日現在)

一般会計

40億1126万4千円

簡易水道特別会計

10億2413万4千円

農業集落排水事業特別会計

20億3663万3千円

合計

70億7203万1千円

実質公債費比率20・3%

(県下2位、全国199位)

8. 基金残高

(平成19年2月19日現在)

26億6713万9800円

●平成19年度新規予算を伴う事業

1. 国土調査法に基づく国土調査の実施
2. 山村振興事業の推進
3. 緑の協力隊員受け入れ事業
4. 第22回国民文化祭(平成19年11月3日開催予定)事業
5. 集落等活性化補助事業(人件費削減効果還元)
6. 合併浄化槽特別推進事業補助金に対する村単独の上乗せ
7. さなごうちスポーツクラブ 結成支援事業
8. 小・中学校改築基金の創設
9. 行政座談会の開催(11力所 程度予定)
10. 農地取得規制緩和の検討
11. 後期高齢者医療事務広域連合の発足について

12. 東部処分場における一般廃棄物並びに産業廃棄物受け入れ開始(平成19年4月2日より開始)について

◎広域関連事業として

1. 徳島東部地域市町村懇話会における参加12市町村合計45万人規模の広域行政推進の検討
2. 30万人規模を単位とする消防の広域化の検討
3. 国道438号府能バイパス新府能トンネルを含む5000mの完成
4. 大川原高原一帯に大型風力発電施設着工
5. 過疎対策研究会の発足 など

◎役場の改革について

1. 特別職等の給与削減の継続(村長20%、助役(19年度より副村長)10%、課長・主幹の管理職手当2%を削減)
 2. 議会議員の報酬削減の継続(10%削減)
 3. 公務員の給与構造の見直しに伴う一般職員の給与構造の改革の推進
 4. 人員削減による総人件費の抑制
- ・村議会議員定数の削減(平成

19年度統一選挙より2人減の10人)

・農業委員会委員定数の削減(平成17年度より2人減の13人)

・役場職員の減員(平成14年就任以来、14人削減(うち1人は収入役廃止によるもの))

※平成14年度から平成18年度までの人員削減による総人件費節減額は1億円強を見込んでいる

・さらなる課の編制や人員削減の検討

5. 行財政改革集中プランの実施

◎むすびに

基本構想『清流・交流・定流』を受け継ぎ、”キラリ輝くうるおい豊かな村。水・土・里を育む村づくり”を基本とし、過疎自立促進計画のもと村民憲章のめざす方向と併せて、行財政改革のさらなる推進をします。同時に、自助・共助・公助・協働のバランスを図り、数ある村の宝物を大切に守り育て、限られた財源を有効に活用し、集落の維持、豊かな田園空間と村の存在価値を発揮できるように総合的に取り組んでいきます。

村民各位のご指導・ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

議 会 だ よ り

3月定例会

村議会は、3月12日に開会され、平成19年度佐那河内村一般会計予算ほか5特別会計の当初予算6件、平成18年度一般会計ほか3特別会計の補正予算4件、条例案件12件、単行案件7件、人事案件3件、議員提出議案2件、合わせて34件の審議を行い、原案どおり可決承認し、3月20日に閉会しました。

当初予算

について

議案第1号 平成19年度佐那河内

村一般会計予算について

議案第2号 平成19年度佐那河内

村国民健康保険事業特別会計予算について

議案第3号 平成19年度佐那河内

村簡易水道特別会計予算について

議案第4号 平成19年度佐那河内

村老人保健特別会計予算について

議案第5号 平成19年度佐那河内

村農業集落排水事業特別会計予算について

議案第6号 平成19年度佐那河内

村介護保険事業特別会計予算について

議案第7号 平成18年度佐那河内

村一般補正予算(第5号)について

歳入歳出それぞれ4億2144万4000円を追加し、歳入歳出予算総額を27億4070万円としたもの。

補正予算

議案第8号 平成18年度佐那河内

村簡易水道特別会計補正予算(第1号)について

歳入歳出それぞれ580万円を減額し、歳入歳出予算総額を1億4643万円とした。国道改良工事に伴う水道補償工事の減に

よるもの。

議案第9号 平成18年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

190万円を減額し、歳入歳出予算総額を2億1226万円とした。施設管理に伴う施設整備工事の減によるもの。

議案第10号 平成18年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

210万円を減額し、歳入歳出予算総額を3億6006万円とした。職員給与費の減及び費目間の調整をするもの。

条例案件

議案第11号 佐那河内村建設事業残土処理場条例について

公共建設工事等にかかる建設発生土の残土処理場の適正な利用と管理を図るため、条例を制定するもの。

議案第12号 佐那河内村残土処理場運営基金条例について

残土処理場の維持・管理の経費

に充てるため、基金条例を制定するもの。

議案第13号 佐那河内村立小学校・中学校校舎等改築基金条例について

将来小・中学校校舎等の改築により、財源が不足する場合、その経費に充てるため、基金条例を制定するもの。

議案第14号 佐那河内村立学校使用条例について

小・中学校の屋内運動場・運動場・教室・ナイター設備を使用する場合の手続き及び使用料の徴収方法について、必要な事項を定めるもの。

議案第15号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

非常勤特別職の報酬額を改正するもの。

議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成18年の人事院勧告に基づ

き、国家公務員に準じて所要の改正をするもの。

議案第17号 佐那河内村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

基礎賦課限度額及び保険税の減額限度額を「53万円」から「56万円」に改正するもの。

議案第18号 佐那河内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について

台風時等における床下浸水を受けた場合に支給している見舞金を廃止するもの。

議案第19号 佐那河内村乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

医療機関等での個人負担金を現物給付とするもの。

議案第20号 佐那河内村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

現行の料金体系では、財源が不足し維持が困難となるため、一般家庭の使用料を4区分から6区分

に細分化し、事業所分使用料についても新たな料金体系に改定するもの。

議案第21号 佐那河内村簡易水道等事業条例の一部を改正する条例について

今後の水道会計の健全な財政運営を図るため、超過料金を1㎡当たり「130円」から、「140円」に引き上げるもの。

議案第22号 佐那河内村役場庁舎改築基金条例を廃止する条例について

昨今の厳しい財政状況に鑑み、役場庁舎改築を凍結し、今後の円滑な財政運営を行うため、条例を廃止するもの。

単行案件

議案第23号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第24号 徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

議案第25号 小松島市外3町村衛

生組合規約の変更について

地方自治法の改正に伴い、組合規約の改正が必要となったため、関係地方公共団体の議会の議決を得るもの。

議案第26号 佐那河内村基本構想について

平成18年度から平成27年度を目標年次とする向こう10年間の村づくりの基本方向を示した、第4次佐那河内村振興計画を策定するもの。

議案第27号 佐那河内村道路線の認定について

村道田中中下2線ほか2路線を村道に認定するもの。

議案第28号 佐那河内村道路線の変更について

村道根郷影支線ほか4路線の起終点を変更するもの。

議案第29号 佐那河内村道路線の廃止について

村道中尾谷線を廃止するもの

人事案件

議案第30号 人権擁護委員候補者

の推薦について

佐河賢一氏の再推薦に同意したものの。

議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

多田雅雄氏の再任に同意したものの。

議案第32号 教育委員会委員の任命について

松本茂紀氏の任命に同意したものの。

議員提出議案

議案第1号 佐那河内村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第2号 佐那河内村議会会議規則の一部を改正する規則について

自治法改正に伴い、所要の改正をするもの。また、併せて常任委員会及び特別委員会に副委員長を置くことに伴う条例・規則を改正するもの。

一般質問

加藤 秀数 議員

質 集落営農についての今後の考えは。

答 国が示している集落営農というのは、いろいろな形がある。村にはどのような形の集落営農が一番実態に合うのか、さらに農家や農協と連携を取りながら、今後の営農や農地の保全管理・有効利用・遊休農地の解消等それぞれの目標に向かって村に即したやり方で進めていく必要があると考えている。

西岡 三男 議員

質 財政について。①実質公債費

比率が18%を超える自治体の起債については、県の許可制となる。村は20・3%で許可制となることを村長はどう受け止めているのか。②減債基金と繰り上げ償還について。③本村のラスパイレス指数は他の市町村に比べ高い位置にある。このことを踏まえて人件費の削減について。

答

①今までも村は起債の許可を受け、事業を行ってきた。事務手続き等で制限、不利益を受けることはないと考えている。②4億3千万円あまり積み立てている減債基金の一部を利用して、高金利の起債償還をしたいと考えているが、どれだけ繰り上げ償還すれば比率に影響するのか見定め、財源の留保とのバランスを図り取り組んでいきたい。③職員給与は一方的に削減することはできないが、職員削減という形で、人件費の削減に努めてきた。また、特別職

の報酬削減は、間接的に住民や職員に財政難の意識を持っていただきたいと考えてのこと。今後職員とも十分協議しながら、財政厳しい時代を乗り切っていきたい。

松長 英視 議員

現在9歳未満児まで医療費無料となっているが、中学卒業まで拡大してはどうか。

今年度から無料乳幼児の年齢を9歳未満児まで拡大したばかりなので、18、19年の経過を見て、次の予算時期に検討したい

水資源確保の観点から、保水力の強い樹木の植林を進める必要があると考えるがどうか。また、植林に対する補助の考えは。

環境への関心が非常に高まっている時期に、保水力の強い樹木の植林を進めていくことは、耕作放棄地の植林も含めて、非常に大事なことだと思っている。この意味から、大川原は牧草地として畜産振

興の役割を果たしてきたと同時に、水資源の涵養林としての役割も果たしている。少しずつ山に戻していきたいと考えている。補助については、今具体的には考えていない。

国民健康保険、介護保険に村独自の減免制度を取り入れるべきだと考えるが、村長の考えはどうか。

両保険とも独立採算性という特別会計の立場からも、村独自の減免制度を導入するのは厳しいと考えている。県下でも独自の減免制度を取り入れている町はない。保険財政は厳しい状態であると同時に、視点を変えれば、安定的な保険の運営を確保するためにもご理解いただきたい。

介護認定者の障害者控除認定について。①何人が受けたか。②認定に関する要項は、何に基づいて作ったか。③要項緩和の考えはないか。

①現在2人の方に発行している。②平成14年度8月1日付で厚生労働省老健局総務課よ

り出された高齢者の所得税、地方税上の障害控除の取扱文書があり、高齢者については所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等の他、身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けている者が障害者控除の対象とされている。これに基づき、市町村長が障害者、特別障害者であることの認定基準、具体的な認定方法が示された要項に基づいて村は障害者控除対象者認定書交付事務取扱要項を作成している。③障害者は所得税法上、限定的に記されており、介護保険法の要介護認定を受けている方については、所得税法施行令に特に規定されておらず、所得税法上の障害者に該当しない場合は、介護保険法の要介護認定があっても障害者控除の対象とならないことより、要介護認定と障害者控除を結びつけることはできないため、厚生労働省の見解として、緩和は難しいと思われる。

村の人口の動態、産業の問題、環境の変化等、村の現状をどのように認識しているのか。

人口減少に歯止めをかけるために、道路整備、上下水道の整備、情報網の整備等、住みよい村づくり、住みたくなる村づくりを進めてきた。土地所有の緩和という問題は残っているが、今後も定住条件の整備を図っていきたい。また、農業振興、環境問題については、国が取り組んでいる地域再生計画の交付金事業等に取り組みながら、より良い村づくりに向けて努力していきたい。

岩佐 博男 議員

3月12日付けで小中学校校舎等改築推進委員会から答申が提出されたが、それに対する村長の考えを伺いたい。

改築に必要な財源の確保に努めながら、教育の効果と財政の視点から総合的に検討を進め、できるだけ早く議会と建設計画等について協議したい。

岩佐 博男 議員

3月12日付けで小中学校校舎等改築推進委員会から答申が提出されたが、それに対する村長の考えを伺いたい。

改築に必要な財源の確保に努めながら、教育の効果と財政の視点から総合的に検討を進め、できるだけ早く議会と建設計画等について協議したい。

建設計画等について協議したい。

建設計画等について協議したい。

質 農業振興策として、村単独で

ミカン、スダチ等の苗木購入に対して助成をしようか。

答 厳しい財政状況だが、村としては応援していきたいと考えている。補助金を出すには、その基本となる3から5年後を目標とした営農計画を農業振興協議会に立てていただきたい上で、農協の計画とも調整をし、それに基づき、予算化していきたい。

尾山 光雄 議員

質 財政健全化の推進について、実質公債費比率20・3%と県下第2位の位置にある現状の改善策を伺いたい。

答 実質公債費比率の改善策としては、公債費の負担適正化計画の作成に取り組んでいるし、今国会で財政健全化法案の提出が予定されており、それらを踏まえながら、平成17年度に策定した集中改革プランとも総合的に組み合わせ再建団体に成らないよう今か

ら取り組んでいきたい。

質 平成18年度定例監査結果の講評に指摘されている各項目への対応について伺いたい。

答 即実行できるものについては、即座に対応し、時間のかかるものについては、各課長及び職員とも協議しながら対応していきたい。

質 現在のゴミ集積場の隣接地をリサイクル集荷施設整備の用地として取得し、リサイクルの充実強化と消防設備整備を

答 消防施設整備については、負担金の問題など地元との調整が必要ではないかと考えている。リサイクル集積場としてのみならず、現在の用地で対応できていると考えている。

議会行事出席報告 3月

(場所)(出席者)

- 1日 国保運営協議会(農振C)(岩佐、尾山、高木各国保委員)
- 2日 村議会全員協議会(農振C)(全議員)
- 8日 名東郡自治協合理事会(徳島市)(白木理事)
- 10日 徳島東部処分場落成式(松茂町)(仁羽議長)
- 11日 佐那河内中学校卒業式(佐中体育館)(全議員)
- 12日 平成19年第1回佐那河内村議会定例会(開会)(全議員)
- 13日 平成19年第1回佐那河内村議会定例会(第2日)(全議員)
- 14日 平成19年第1回佐那河内村議会定例会(第3日)(全議員)
- 15日 平成19年第1回佐那河内村議会定例会(第4日)(全議員)
- 16日 佐那河内小学校卒業式(佐小体育館)(全議員)
- 20日 平成19年第1回佐那河内村議会定例会(最終日)(全議員)
- 22日 国民文化祭企画運営委員会(農振C)(仁羽、尾山、松長、中野各委員)
- 同日 名東郡自治協会定期総会(徳島市)(白木理事、西岡監事)
- 23日 村社会福祉協議会理事会、評議委員会(農振C)(仁羽、尾山正副議長)
- 26日 平成19年3月分例月出納検査(役場)(西川、中野監査委員)
- 同日 徳島県後期高齢者医療広域連合議会(徳島市)(仁羽議長)
- 27日 徳島県町村監査委員協議会定期総会(徳島市)(西川、中野監査委員、吉本書記)
- 同日 村農業委員会総会(農振C)(長尾農業委員)
- 同日 小松島市外三町村衛生組合議会(小松島市)(仁羽、松長組合議員)
- 29日 平成18年度戦没者追悼式(佐小体育館)(全議員)
- 同日 徳島県後期高齢者医療広域連合議会(徳島市)(仁羽議長)
- 30日 村健康づくり推進協議会(農振C)(仁羽議長)

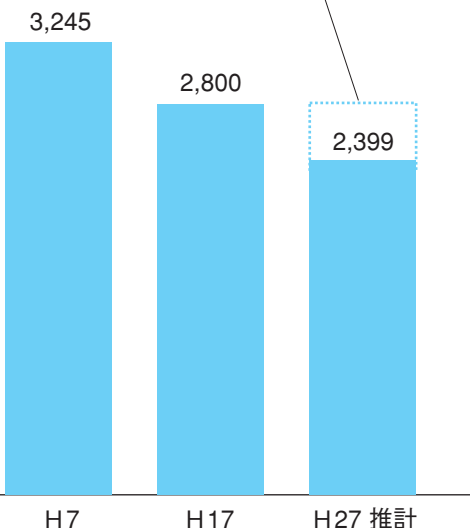


将来像

キラリ輝くうるおい豊かな村
 水・土・里を育む村づくり

将来像を達成するため5つの基本目標を設定しています。

平成27年(目標人口)
2,800人



協働の村を育む

- 住民と行政の役割分担や主体的な関わりの体制づくり
- 地域づくりを支える多様な人材を育む環境づくり
- 男女の基本的な人権が尊重される社会づくり
- 多様な資源を生かした自然と共生する文化的村づくり
- 柔軟で計画的・効率的な行財政運営による自主・自律の村づくり

安らぎの社会を育む

- 誰もが安心して暮らし支え合う社会づくり
- 福祉を支える人材の養成やネットワークづくり
- 地域で子育てを支える環境づくり
- 高齢者や障害者が生きがいを感じ自立して暮らせる社会づくり
- 医療保険や年金給付の適正な運用による安心づくり
- 労働者の雇用促進や福利向上による就労環境づくり
- 福祉・保健・医療の連携で生涯にわたり健康で過ごせるシステムづくり
- 地域医療と高度医療との連携による体制づくり

豊かな人間性を育む

- 生きる力や個性を伸ばすゆとりの教育環境づくり
- 自然環境や農業など地域資源を生かした体験学習の体制づくり
- 自ら主体的に学ぶ生涯学習の環境づくり
- 歴史を受け継ぎ育む伝承の環づくり
- ライフスタイルにあった生涯スポーツの環境づくり

活力ある産業を育む

- 農業経営基盤の確立や商工業など地域経済を支える活力ある産業づくり
- 豊かな資源を生かした地域の個性化や付加価値づくり
- 循環型産業や経営支援システムなどの再構築と体制づくり
- 有機農業や減農薬など環境に配慮した生産活動の体制づくり
- 農村景観や自然環境と共生する農村づくり
- 多様な価値や景観資源としての森林づくり
- 産業の多角的連携や商工業の体質強化、活気あふれる街の顔づくり
- 生産や生活の歴史など資源を生かした観光づくり

安心の生活を育む

- 総合的、計画的な土地利用による村づくり
- 生活者を優先した道路整備・環境づくり
- 機能的な生活の足の確保や地域情報化の体制づくり
- 生活基盤の質の向上や快適な暮らしの環境づくり
- 自然と共生する生活環境や住環境づくり
- 地域が一体となって取り組む自然環境の保全や景観づくり
- 公害の発生防止、ごみ処理や環境美化活動の推進による快適環境づくり
- 防災、消防・救急及び防犯体制などの整備や啓発による安心づくり

◆お問い合わせ先

総務企画課 企画係 mail : soumu@vill.sanagochi.lg.jp

村振興計画の詳しい内容をお知りになりたい場合は、村ホームページをご覧ください。

「第4次 佐那河内村振興計画」 を策定しました。

村では、昭和47年以来数次にわたり振興計画を策定し、村民の総意に基づく計画的な村づくりを進めてきました。平成8年度に策定した「第3次 佐那河内村振興計画」の期間中における新たな社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に対応し、また、村づくり諸計画との協調を図り、村民生活の一層の向上に努めるため、平成27年度を目標年度とした新しい「第4次 佐那河内村振興計画」を策定しました。

平成18年度から10年間、この新しい計画のもと村の施策が実施されます。

21世紀新しい時代の潮流

- 自然環境の保全
- 国際化の進展
- 産業構造の変化
- 高度情報化社会の進展
- 少子・高齢社会の到来
- 分権型社会の到来
- 共に生きる地域社会の実現
- 価値観の多様化
- 高速時代への対応

このような背景をふまえて



村づくりの基本理念は

- 自主・自立の村づくりのための地域経営
- 情報提供や参画の機会確保による協働体制の確立
- 住民等の自立促進や自主的活動の環境づくり
- 村づくりの担い手となる人材の養成
- 恵まれた環境や地域資源を生かした産業・経済の活力や個性化の創出
- 説明責任に基づく役割分担の確立
- 事業の選択化や効率的な運営による行財政基盤の確立

この理念に基づき



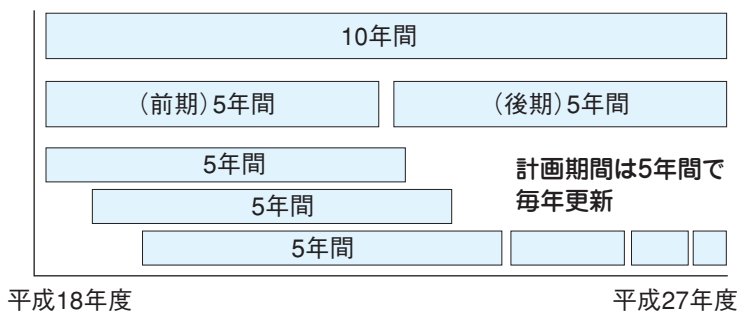
『振興計画ってなあに!?』と思うあなたへ

1 振興計画とは?

- ◎村づくりの最も基本となる重要な計画です。
- ◎村民と行政の協働による村づくりの指針です。

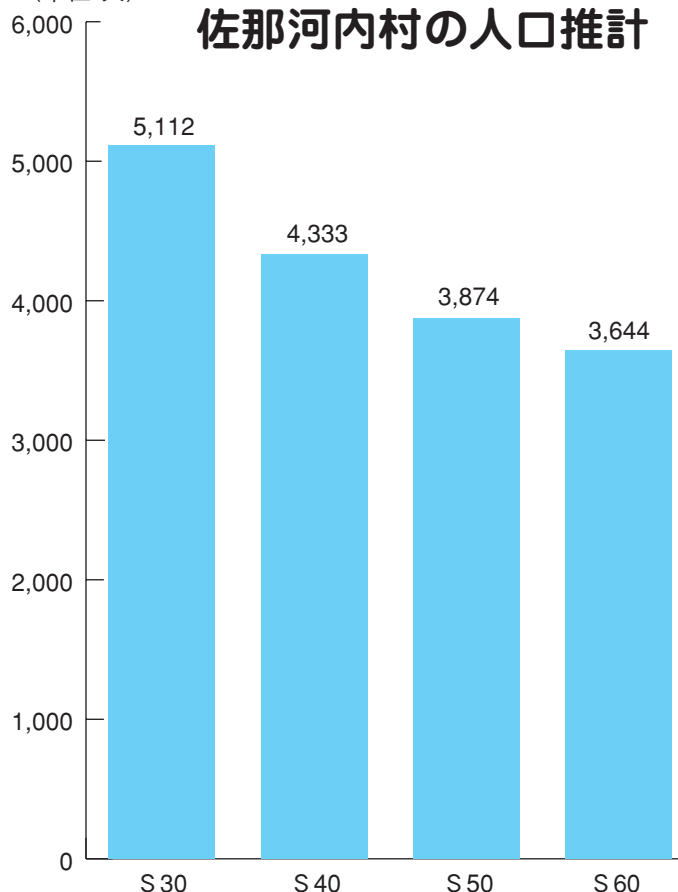
2 以下の3つで構成されています。

- **基本構想**
村の将来像・目標と、そこに至る道筋を描き出しています。
- **基本計画**
基本構想を具体化するための方針・施策を部門ごとに定めたものです。
- **実施計画**
基本計画に基づき、どのように事業を実施していくのかを、年度ごとに明らかにした計画です。



(単位:人)

佐那河内村の人口推計



資料：S 30～H 17 国勢調査
H 27 推計 国立社会保障・人口問題研究所

佐那河内村の総合的な財政情報の公表について

(平成17年度決算より)

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の行財政運営については、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になるとともに、地方財政の状況が極めて厳しい中で、各団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況についてより積極的に情報を開示することが求められています。

本村においては、地方自治法に基づく決算や財政状況の公表など情報開示に努めているところであり、今回、財政状況の一覧表を作成し、総合的な財政情報を公表します。

1. 一般会計の財政状況

(百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
一般会計	2,831	2,767	64	53	4,233	0	
普通会計	2,831	2,767	64	53	4,233	0	

2. 1以外の特別会計の財政状況

(百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	不良債務(実質収支)	地方債現在高	他会計からの繰入金	備考
簡易水道特別会計	(歳入) 233	(歳出) 235	(形式収支) 1	(実質収支) 1	1,087	86	法非適用企業
農業集落排水事業特別会計	(歳入) 112	(歳出) 184	(形式収支) 3	(実質収支) 0	2,137	86	法非適用企業
国民健康保険事業特別会計	(歳入) 352	(歳出) 329	(形式収支) 23	(実質収支) 23	—	28	
老人保健特別会計	(歳入) 497	(歳出) 492	(形式収支) 5	(実質収支) 5	—	21	
介護保険事業特別会計	(歳入) 318	(歳出) 308	(形式収支) 10	(実質収支) 10	—	51	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記している。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

一部事務組合名	歳入(総収益)	歳出(総費用)	形式収支(純損益)	実質収支(不良債務)	地方債現在高	当該団体の負担割合	備考
議員公務災害補償組合	2	2	0	0	—	1.90	
市町村総合事務組合	6,633	6,515	118	118	—	0.80	
小松島市外3町村衛生組合	539	488	51	51	1,981	8.63	

4. 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益(千円)	資本又は正味財産(千円)	当該団体からの出資金(千円)	当該団体からの補助金(千円)	当該団体からの貸付金(千円)	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	備考

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5. 財政指数

財政力指数	0.16	実質収支比率	3.7
実質公債費比率	20.3	経常収支比率	89.6

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3年平均である。

平成19年度予算

総額は38億2017万円

村が平成19年度に行う施策や事業のもとになる平成19年度予算が、3月定例議会で決まりました。

一般的な施策を進める一般会計予算は、22億2000万円(前年度比3000万円 1.4%増)、国民健康保険事業などの5つの特別会計予算の合計は16億17万円(前年度比7242万円 4.7%増)で、これらを合わせた村の予算総額は、38億2017万円(前年度比1億242万円 2.8%増)となります。

本村の財政は既に予算規模を遙かに上回る村債残高(平成17年度末現在総額約74億円余り(特別会計を含む))を抱え、その償還に伴う財政の硬直化が進んでおり、17年度決算において新しく導入された実質公債費比率※は、20.3%と非常に高い数値となっています(県下で2番目に悪い数値を示す)。加えて村税等の自主財源が少なく、地方交付税は一般会計の当初予算で、約半分を占めており国に大きく依存する財政構造となっています。今後さらに逼迫した国の財政状況の直接的な影響を受けると予想され、さらに厳しい財

政運営をしなければならなくなりま

す。このため、前年度にも増して限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹底し、経常経費全般について徹底した節減合理化を推進する一方、当面の重点課題である、少子高齢化対策、環境問題や新たな地域作りへの構築など数多くの課題を勘案しつつ予算の編成を行いました。しかしながら不足する財源の確保にあたっては、国・県等補助金を可能な限り見込むほか、各種基金(貯金)の取崩し(本年度は3億3千万円余り)によって賄うこととしてお

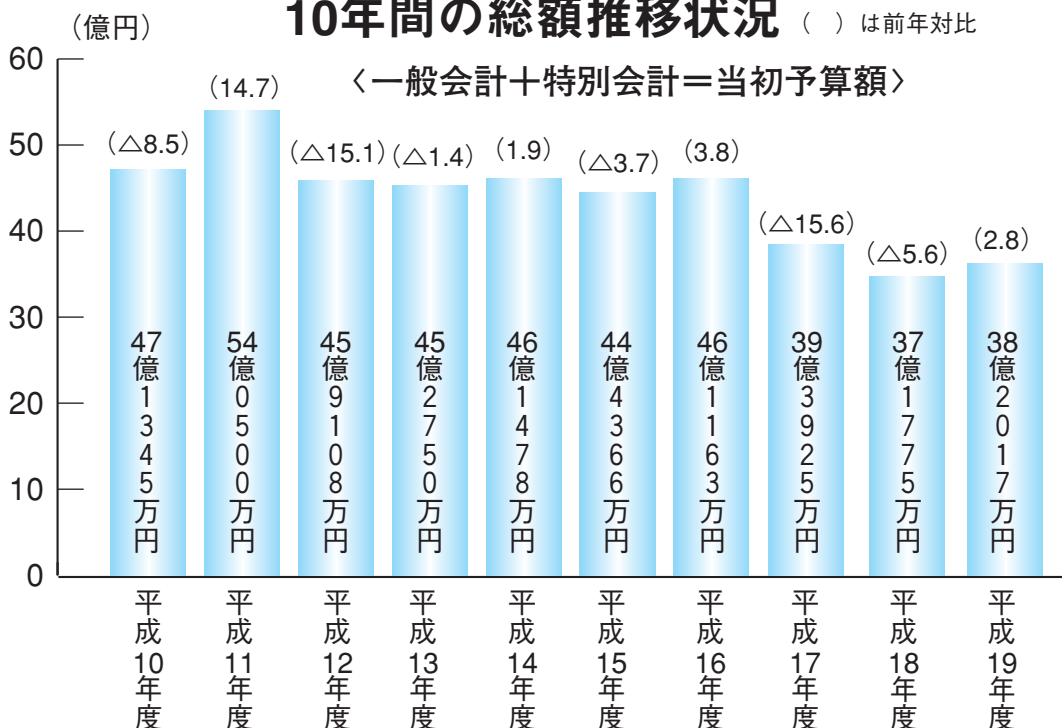
り、基金残高は減少の一途をたどっておりです。(昨年度も当初予算に3億円余り基金を取り崩さないと予算が編成できない状況でした。これは一般会計で3億円余予算が足りないという危機的な状況です。)

今後とも、毎年恒常的に多額の一般財源不足が見込まれるため、新たな視点から抜本的な行財政改革を実施し、本村の財政の健全化に努めます。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に村債(借金)の元利償還金(公債費)を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金には、一般会計分はもとより、簡易水道事業や農業集落排水事業で支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合への公債費類似経

費も算入されます。これにより、連結決算の考え方を導入して求められる比率です。この比率は18%を超えると起債許可団体となり、25%を超えると起債制限団体となり、著しく起債の新規発行を制限されます。

10年間の総額推移状況 () は前年対比



一般会計予算を

歳入・歳出別にみると

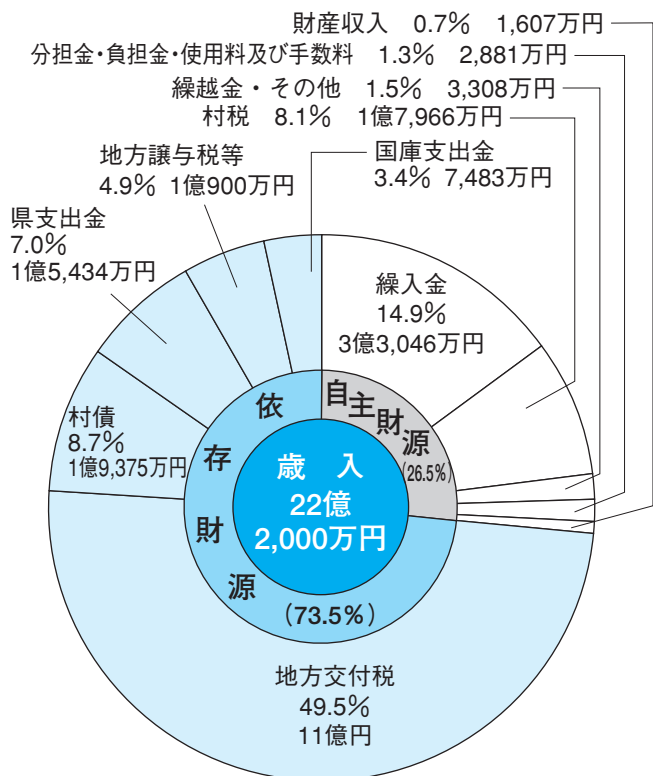
【歳入】

歳入予算構成グラフを見てください。村税や繰入金（積み立てた基金（貯金）から取り崩し、歳入予算に計上）など村独自の収入である自主財源は、5億8808万円です。全体の26.5%を占めています。残りの収入は地方交付税、村債、国庫支出金などの依存財源で16億3192万円、76.3%です。

平成19年度の村税は、前年度に比べ2798万円の増額となりました。これは主に住民税の定率減税の廃止によるものです。

しかし、繰入金の中の財政調整基金からの繰入については、財源不足を補うために3000万円増額し3億3000万円を計上しています。歳入の49.5%を占める地方交付税は、地方の財政状況に応じ、国が一定の基準で交付するお金のことです。また、村の借金である村債は1億9375万円計上されています。

【歳出】
歳出予算構成グラフを見てくださ



鳥獣害対策事業、中山間直接支払事

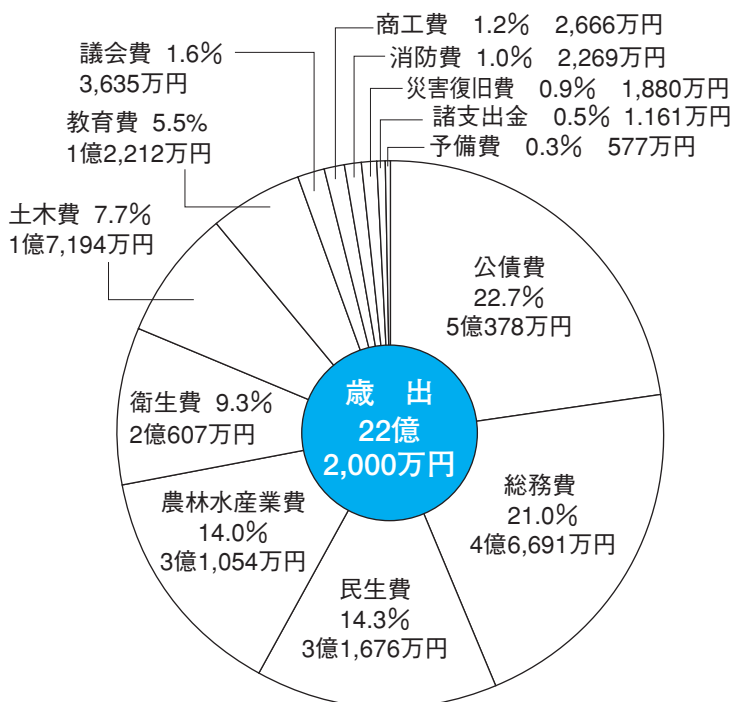
村債の償還に伴う公債費が最も大きな経費となっており、5億363万円計上されています。償還のピークは今現在、平成21年度であり今後も歳出の4分の1近くを占めるものと思われま。続いて、総務費4億6691万円（職員の人件費等）、民生費3億1691万円（介護保険事業、障害者福祉対策、乳幼児医療費助成等）、農林水産業費3億1054万円、（元気な地域づくり事業、

業等）と続きます。また、新たに今年度は土木費の中に、国土調査も含まれています。ほかに、衛生費、土木費、教育費、消防費、議会費、災害復旧費、商工費、諸支出金、予備費が計上されています。

平成19年度 会計別予算の概要

伸び率は前年度当初予算対比 △はマイナス

区分	予算額	伸び率(%)
総額	38億2,017万円	2.8
一般会計	22億2,000万円	1.4
特別会計	16億17万円	4.7
国民健康保険	4億630万円	22.8
簡易水道	1億3,696万円	△10.0
老人保健	5億440万円	4.5
農業集落排水	2億400万円	△2.7
介護保険事業	3億4,851万円	△1.1



一般会計予算を

性質別にみると

性質別予算構成グラフを見てく
ださい。職員等の人件費や借金の
返済である公債費、乳幼児医療費
等の扶助費を合わせた義務的経費
は、歳出全体の半分を占め、その
中でも公債費・扶助費については、
年々増加傾向にあります。特に公
債費は、償還ピークが平成21年度
であり今後も償還に伴う経費は増
大します。しかし人件費について
は、職員数や議員定数の減少等に
伴い年々減少しています。義務的
経費全体で前年度と比べ△27.9
3万円、△2.5%となっております。

次に投資的経費ですが、これも
大型公共事業の完了等により減少
傾向であり、前年度予算と比べ△
1463万円、△5.0%となつ
ております。今後、小中学校校
舎等改築事業の進展や突発的な災
害による復旧事業等以外は減少傾
向になると思われます。

最後に、その他の経費ですが、
主には、特別会計への繰出金や、需
用費・役務費等の物件費、各種団

体への補助費等があげられます。
その中で半分を占める繰出金につ
いては、年々増加傾向であり、特
に簡易水道事業や農業集落排水事
業の公債費に充当する繰出金増加
はもちろんのこと、国民健康保険
事業や老人保健事業・介護保険事
業への繰出金も増加しており、前
年度予算と比べ、4007万円、
10.6%の増額になっています。
物件費・補助費等も今
年度は増加しており、
その他の経費全体では
前年度予算に比べ、7
256万円9.5%の
増額となっております。



用語解説

・自主財源

村税や保育料・分担金・負担金・使用料や手数料・繰入金など村が自主的に調達できるお金のことです。

・依存財源

地方交付税や国・県支出金など、国や県から村に入ってくるお金のことです。また、県知事の許可を受けて借り入れる村債も含まれます。

・義務的経費

人件費、扶助費、公債費の合計をいい、支出が義務づけられており、任意に削減できない経費のことです。この経費の占める比率が低いほど財政構造の弾力性が確保できていることになります。

・投資的経費

道路や建物の整備などの経費で、その支出の効果が将来にわたって継続するものをいいます。災害復旧事業なども含まれます。

・人件費

議員報酬、委員等報酬、特別職の給与、職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職手当組合負担金、災害補償費、職員互助会等の合計をいいます。

・扶助費

生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等の社会保障関連法に基づき、高齢者、児童、障害者等に対して行う扶助(援助)の経費のことです。

・公債費

地方債の元利償還金、一時借入金利子などの経費のことです。地方債の発行等による借り入れは後年度の公債費の増加要因となります。

・物件費

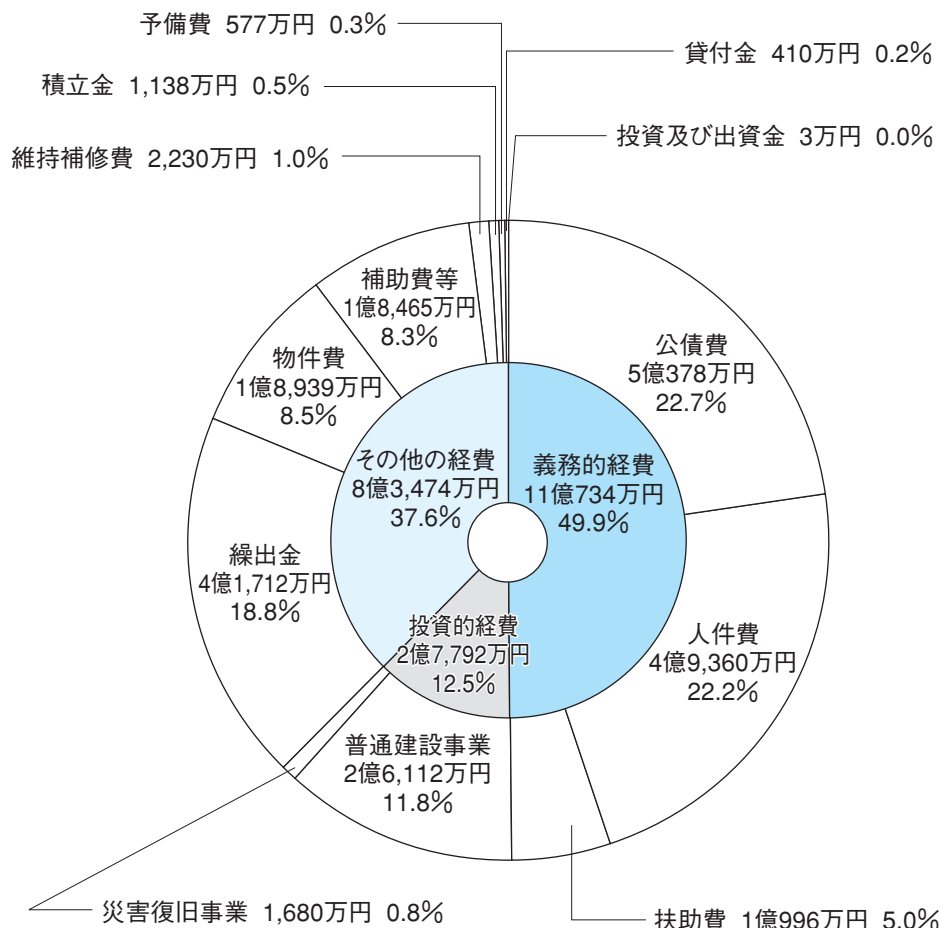
人件費に計上されたもの以外の賃金、旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等の合計をいいます。

・補助費等

一部事務組合や他の公共団体、各種団体への補助金や負担金などの経費をいいます。

・繰出金

一般会計から特別会計への資金の繰り入れのことをいいます。本村では、5つの特別会計に繰り出しています。



農業集落排水使用料、簡易水道使用料の値上げについて(お知らせ)

3月議会で審議をいただいております農業集落排水使用料、簡易水道使用料は次のようになりました。引き続き、汚水処理場・簡易水道施設などの経費削減や使用料収入の確保など、さらなる経費改善を図り、将来にわたり安定した事業経営をめざし、各整備の推進や処理場などの施設の維持管理に万全を期し、生活環境の改善や河川の水質保全などにより、健康で快適なむらづくりに努めてまいりますので、使用料値上げについてご理解下さいますようお願いいたします。

◎農業集落排水使用料

1) 一般家庭

- ① 基本料金 月額500円 (変更なし)
- ② 人員割 (月額)

区 分 \ 人 員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上
し尿雑排水(改訂前)	1,500円	2,500円	3,000円	3,500円	3,500円	3,500円
し尿雑排水(改訂後)	1,500円	2,600円	3,200円	3,700円	3,800円	3,900円

- ③ 業務用(飲食店など)については、営業区分により、月額3,000円、2,000円、1,000円を加算する。(変更なし)

2) 事業所など

- ① 基本料金 月額500円 (変更なし)
- ② 事業所割 (月額)

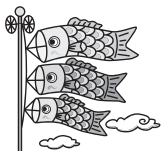
区 分 \ 人 員	1~10人	11~20人	21~40人	41~60人	61~100人	101人以上
使用料(改訂前)	4,500円	7,500円	11,500円	19,500円	29,500円	39,500円
使用料(改訂後)	4,500円	8,500円	14,500円	29,500円	49,500円	59,500円

- 3) 集落集会所など 月額500円 (変更なし)

◎簡易水道使用料

1) 基本料金

- 1ヶ月基本水量
- 10m³まで 1,000円 (変更なし)



2) 超過料金

	超過料金1m ³ 当たり
使用料(改訂前)	130円
使用料(改訂後)	140円

合併浄化槽特別推進事業のお知らせです。

平成19年度から21年度の期間中に限り、合併浄化槽設置に対する補助金を上乗せします。

◆条 件 農業集落排水事業採択区域外の地域

◆補助金額 5人槽 従来43万円のところを50万円、6~7人槽 従来54万円のところを60万円

◎浄化槽の設置を希望される方は、健康福祉課までご相談ください。

職員人事異動 (平成19年4月1日付)

〔退職〕

(平成19年3月31日付)

(氏名)

岡 三子子 (保育所長)

栗山 郁子 (小学校用務員)

〔異動〕

(職名)

(氏名)

()内は旧

議事事務局長兼任会計管理者	吉 恒	<small>(議事事務局長)</small>
保育所長兼主任保育士	近 藤 つよ子	<small>(主任保育士)</small>
総務企画課主査	山 本 利也	<small>(住民課主査)</small>
住民課係長	下 岡 徹	<small>(総務企画課係長)</small>
総務企画課係長兼出納員	山 岡 忍	<small>(総務企画課係長)</small>
小学校用務員	福 井 勝子	<small>(中学校用務員)</small>
中学校用務員	長 江 真里子	<small>(保育所調理員)</small>

〔人事〕

教育委員 退任委員 大岩 和久さん

新任委員 松本 茂紀さん

任期

(平成十九年四月一日～平成二十一年十二月二十七日)



行政相談委員 谷泉 功さん



佐那河内村担当の行政相談委員として、総務大臣から4月1日付で委嘱されました。役所などの仕事について、苦情やご意見・要望などがある時は、行政相談委員へお気軽にお申し出ください。毎月の「心配ごと相談」と並行して相談日を開設しております。

教員等異動 (敬称略)

《佐那河内小学校》

▼転入 ()内 前任校



校長 河村 誠一 (県教委教職員課)



教諭 塩本 洋子 (広野小学校)



教諭 宮本 浩子 (福島小学校)



教諭 阿部 玲子 (八万小学校)



助教諭 尾崎 啓明



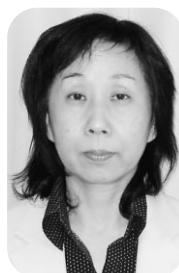
助教諭 岡田 陽子

《佐那河内中学校》

▼転入 ()内 前任校



校長 瀬戸 邦夫 (ペルー日本人学校)



教諭 高橋裕美子 (北井上中学校)



助教諭 手塚 晶子 (今津小学校)

《派遣社会教育主事》



派遣社会教育主事(教育次長補佐) 大西 利治 (鳴門工業高等学校)



お気軽にお越しください。

IP電話番号：代表5000～5004

教育次長 麻植 春一 係長 太尾 勝利 主事 岡本 由之 用務員 長江真里子 用務員 福井 勝子	会議室	トイレ
放送室	会議室	1Fへ→ 3Fへ→

2F

総務企画課 ☎679-2113 財政・人事・条例・総合計画・広報・ 消防防災・防災無線・交通安全・ 情報公開・用務 総務企画課長事務取扱 主 査 林 利之 主 査 山本 利也 係長 東條 浩文 係長(出納員) 住友 桂子 山岡 忍 主 事 角田 寛子 主 事 森 貴浩	トイレ	村長室 ☎679-2137 村長 松 尾 肇
住民課 ☎679-2971 戸籍・住民基本台帳・埋火葬許可・国民年金・人権・選挙事務 ・村営住宅・村税(住民税・固定資産税・軽自動車税ほか)・ 国民健康保険・老人医療・介護保険(賦課)・統計事務 課長 大西 整 係長 上野 浩嗣 主 幹 松下 弘 事務主任 梶本 佳史 係長 下岡 徹 主 事 瀧倉 裕介 係長 青木 和代 主 事 伊原 和代	2Fへ→	

1F

村役場

課の配置と仕事

会議室	教育長室 教育長 小谷 洋二	教育委員会事務局 ☎679-2817 IP5006 学校教育・社会教育・人権教育・ 社会体育・文化財・国際交流
議会事務局 ☎679-2152 IP5005 議会事務・監査事務兼任会計管理者 事務局長 吉本 恒		

産業建設課 ☎679-2115 農林水産振興・商工観光・有害鳥獣・ 村道・橋りょう・河川・農道・林道 県営事業・災害復旧・用水路・ 農業委員会事務 課長 原 仁志 主 査 橋 孝治 主 幹 河野富士子 技術主任 仲 弘志 課長補佐 多田 実 技術主任 日下 洋志 課長補佐 富永 政明 主 事 松田 大悟 課長補佐 松山 健児 主 事 尾山 智美 主 査 梯 卓義	副村長席 副村長 林 利之	村民ルーム 健康福祉課 ☎679-2114 高齢者福祉・障害者福祉・乳児医療・児童福祉・ 民生委員・生活保護・保育所・母子保健・ 老人保健・予防接種・救急搬送・介護保険 (資格・給付・予防)・犬の登録・集落排水・ 簡易水道・公害対策・廃棄物処理 課長 笠井 博美 事務主任 西村 一義 課長補佐 森脇 繕輝 事務主任 安富 圭司 課長補佐 松下 祐子 保健師 佐藤 享恵 主 査 安藝 肇 主 事 森河 健 係 長 橋 公司 主 事 岩野 高大
出納室 ☎679-2972 出納事務 事務主任 谷 慎也 (出納員)	● AED設置場所	正面玄関

年金制度改正

平成19年4月から実施される 改正内容について

離婚時の厚生年金の分割制度

離婚時の厚生年金の分割制度は、平成19年4月1日以後に離婚などをした場合において、離婚などをした当事者間の合意又は裁判手続により分割割合を定めたときに、その当事者の一方からの請求によって、婚姻期間中の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

◆平成19年4月1日以後に、離婚した場合又は事実婚関係が解消したと認められる場合に、請求することができます。

◆分割割合については、当事者間での話し合いにより定めることとなりますが、当事者間で合意に至らない場合、当事者の一方が家庭裁判所に対して申立てをし、裁判手続きによって定めることができます。

◆保険料納付記録とは、厚生年金保険料の算定の基礎となった標準報酬（標準報酬月額と標準賞与額）のことをいいます。

◆保険料納付記録の分割は、当事者それぞれの対象期間の保険料納付記録を現在価値に換算した額の総額（対象期間標準報酬総額）を算出して、その額の多い方から少ない方に対して保険料納付記録の一部を分割するものです。

◆分割の請求については、請求期限が定められております。例えば、離婚した場合は、原則として、離婚した日の翌日から起算して2年を経過したときは、請求することができません。

◆あらかじめ分割のための分割割合を決めるために必要な情報を把握しておきたい場合は、離婚時の分割後の年金見込み額などの情報を請求することができます。

65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度

平成12年改正で60歳台後半の在職老齢年金の制度が導入されたことから、老齢厚生年金の繰下げ支給の制度が

廃止されましたが、今後は高齢者の就労が進むことから、改めて支給開始年齢の繰下げが行えるようになります。

老齢厚生年金の受給権を有する方で、66歳に達する前に老齢厚生年金の請求をしていなければ、支給の繰下げを申し出ることができます。

ただし、65歳に達したときに老齢厚生年金を除く他の年金給付の受給権者であった場合や、66歳に達するまでの間に老齢給付を除く他の年金給付の受給権者となった場合は、支給の繰下げを申し出ることができません。

繰下げ加算額は、老齢厚生年金の受給権を取得した日の属する月の前月までの被保険者期間を基礎にして計算した老齢厚生年金の額と、在職老齢年金により支給調整された後の額を勘案して、政令で定める額となります。

なお、施行日前に老齢厚生年金の受給権を有している方は対象なりません。

70歳以上の被用者の老齢厚生年金の給付調整

70歳以上で在職している方に、現行の60歳台後半の在職老齢年金の仕組みが適用されます。総報酬月額相当額と老齢厚生年金基本月額合計が48万円を超えた場合、超えた額の1/2相当額について、老齢厚生年金が支給停止されます。

ただし、厚生年金保険料の負担はありません。

なお、施行日において70歳以上の方(昭和12年4月1日以前生まれの方)は、適用されません。

遺族厚生年金の見直し

◆65歳以上の遺族配偶者の年金は、自身の納めた老齢厚生年金が全額支給される仕組みとなります。

◆子のいない30歳未満の妻への遺族厚生年金は5年間の有期給付となります。

◆中高齢寡婦加算の支給対象が、夫の死亡時に40歳以上の妻となります。

受給権者の申出による支給停止

年金受給権者が、自らの申出により、年金を全額支給停止する措置を受けることができる仕組みです。なお、年金の支給停止解除は、自らの意思により将来に向かっても可能です。



国民年金保険料は納期を守って納めましょう！
納付には、納め忘れのない口座振替が便利です。

学生の皆さん！

「学生納付特例制度」を知っていますか？

国民年金は20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。

しかし、国民年金保険料を納めることが困難な学生には、本人の前年の所得が一定額以下の場合、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

■対象となる学生

大学（大学院）・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校および各種学校（知事の認可を受けている学校で修業年限が1年以上である課程）に在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が118万円以下であるとき。

■手続き

在学証明または学生証の写し、年金手帳、印鑑をお持ちになり、住民登録をしている市町村役場国民年金担当窓口で申請してください。（毎年申請手続きが必要です。）

■承認を受けた期間

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事故にあった場合には、障害基礎年金または遺族基礎年金を受けることができます。また、学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

■保険料の追納制度

承認された期間については、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。このため、これらの期間は10年以内であれば、あとから保険料を納付することができる「追納制度」があります。なお、保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じ政令で定める額が加算されます。

「特別障害給付金の請求」は済んでいますか？

国民年金に任意加入していなかったことにより障害基礎年金を受給していない障害者の方について、福祉措置として「特別障害給付金」が支給されます。この給付金は請求書を受付した月の翌月分からの支給となりますので、請求手続きがお済みでない方は、お早めに請求書を提出してください。

また、特別障害給付金の対象者は

■平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

■昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金や共済組合等に加入していた方の配偶者

であって、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害の状態にある方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する方に限られます。

「労働保険の年度更新のお知らせ」

平成19年度の労働保険の年度更新の時期がきました。

平成18年度分の確定保険料と、平成19年度分の概算保険料の申告・納付手続きを、「労働保険確定・概算保険料申告書」により

5月21日(月)までに行ってくださいますようお願いいたします。

年度更新については、徳島労働局 労働

保険徴収室（TEL0888-6521914

3）へお問い合わせください。

事業主各位

徳島労働局



平成19年4月1日から 乳幼児等医療費助成制度受給方法変更について(お知らせ)

3歳以上9歳未満児も現物給付に!

平成19年4月1日から、3歳以上9歳未満児の受給方法が変わりますのでお知らせいたします。現在は、医療機関などで一部負担金をお支払いいただき、後日、一部負担金をお返し(償還払い)しておりましたが、4月1日より医療機関などで一部負担金のいらない(現物給付)へと変更となります。

なお、入院時の食事療養費・県外医療機関での受診分につきましては、現行どおり償還払いとなります。

つきましては、受給者の方に3月下旬に新しい受給者証をお送りしておりますが、手元に届いていない、内容に不備などある場合はご連絡ください。

◎お問い合わせ先 健康福祉課 乳幼児医療担当

平成19年4月1日から

児童手当制度が拡充されました

○拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行などを踏まえ、若い子育て世帯などの経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

	(現行)		(改正)
第1子、第2子	月額5千円	→	月額1万円(倍増)
第3子以降	月額1万円	→	月額1万円(現行どおり)

〈3歳以上(現行どおり)〉

第1子、第2子	月額5千円	第3子以降	月額1万円
---------	-------	-------	-------

◆施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当などの額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

◎お問い合わせ先 健康福祉課 児童手当係

シルバー人材センター

平成19年度も、県シルバー人材センターに加入してのSP事業（一般高齢者及び会員を対象に雇用を前提とした講習会を開く事を目的とする）の開催を予定しています。

県人材センターからの協力金により村内会場で、剪定講習等を開催します。

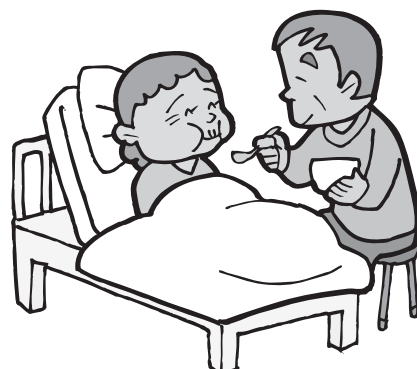
内容はその都度ご案内いたします。

人材センターでは、仕事の申し込みと19年度会員の再募集をしております。

年会費として1,000円頂きますが、これは、傷害保険の一部に充当させていただいています。

余った時間や自分の特技を有効に活用し、楽しく・有意義に過ごしましょう。

手間が足りず困った時には、即、人材センターへお電話下さい。



シルバー人材センター事務局

配分金が
変わります

シルバー人材センター標準配分表

(H19年4月1日～)

職 群	職 種	時給(円)
農 作 業	田植え・稲刈り	800～1,100
	消毒(肥料散布)	800～1,100
	ゆず・すだち・みかん採り	620～ 700
	すだち・みかん・キウイ摘果	620～ 700
	柑橘剪定	800～1,100
屋外作業	草刈機使用の除草	800～1,100
	特殊機械の使用	1,000～1,100
	機械使用と土木作業	1,000～1,100
	除草・清掃	620～ 700
屋内作業	シタケなど荷造り	620～ 700
	各種屋内作業	620～ 700
技能作業	植木剪定・消毒・手入れ	1,000～1,500
	大工・左官・修理	1,000～1,500
	塗装	1,000～1,500

職 群	職 種	時給(円)
折衝外交	ゴミ分別	620
	ゴミ処理(軽四一車)	1,000～2,000
サービス	家事援助(病人・保育・留守番)	620～ 700
	病人の付き添い	620～ 700
事務処理	一般事務・宛名書き	620～ 700
浄 書	賞状 全面1枚	2,000～3,000
障子張り	障子(紙など材料費別)1枚	1,200
	ふすま張り 1枚	2,000～3,000

各 種 使 用 料		
	軽トラ (燃料含む)	1日 1,500円
	チェーンソー (〃)	〃 1,500円
	動力噴霧器(〃)	〃 1,500円
	草刈機 (〃)	〃 1,500円

善意銀行だより

神 足 常 男 様……………金一封

左記の預託金は、「社会福祉のために役立てて下さい」と寄せられたものです。善意によって膨らんだ預託金を元金とした利子を活用し地域福祉事業等の推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。



▲座席ベンチの下にも収納できるスペースがあります。ここでは、布製の担架などの道具が入ります。



▲自動血圧計や担架、ライトなど救急に必要な器材を収納できる大棚です。



▲運転席・助手席を除くと、搬送される患者を含んで最高5人まで乗ることができます。



▲酸素ポンペを設置したり、応急手当に必要な道具などを収納する棚です。手指の手洗いなどもできるようになっています。

新しい救急搬送車がやってきました。本格的に稼動するのは、4月18日からとなります。

本村では、救急患者を搬送することしかできません。救急救命士などの同乗が困難なため医療処置ができないからです。そのため、より多くの方の命を救うためには、村民の皆様の協力が不可欠です。より多くの村民の方が、救急手当などの講習会を受講し、実践できるようになることが重要です。

本村においては、救命救急講習会を希望されるグループの方々に出張講習会を行っています。ぜひご活用してくださいませようお願いします。

(18年中は、100件の出動要請がありました。)

◎出張救命救急講習会 申し込み先：総務企画課

俳

句

春浅し屋根師の技や身のこなし

一升杓久方に出し節分会

果てしなくつづく河原の枯芒

久し雨頭持ち上ぐ露の臺

ふと耳に梅一輪の風便り

代用の杖立つ野辺にいぬふくり

春の川心ときめき子と俳句

鬼は外世代替りて福は内

不動尊手に持つ剣に水仙花

野道具と一緒にもどる露の臺

春の野にはしゃぐ児等の姿なし

海鳴りの立て来し音は春嵐

名物の村とうふ買う梅日和

春一番恵みの雨もつれてくる

西村 絵美

安喜 貞女

東條 照

宮林 繁喜

岡山 道江

坂田 小夜

安喜 昌子

内藤 昭文

尾山 光雄

青木 梢

西尾 武義

星山 千代

丸井 明女

佐々木 千工

「新しい救急搬送車が やって来ました!!」

善意銀行預託配分事業

▲善意銀行預託配分事業より寄付を頂きました。この預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。大切な命を救うために、今後も迅速な救急搬送業務に努めます。大変ありがとうございました。



▲救急搬送車の内装を後ろからみた写真です。より安全に患者を搬送するために、ストレッチャー（寝台）は旧搬送車と比較してクッションの良いものになりました。



◀点滴ビンをつるすための器具です。在宅や施設などで点滴治療を行っている方が搬送される時に使用します。



◀新しい救急搬送車が村にやって来た時の写真です。救急搬送車の高さがイメージできたでしょうか？

夜間・休日救急診療の受診方法

1. 比較的病状が軽い場合（軽傷・軽症） あらかじめ受診を希望する医療機関に電話をしてから受診するようにしてください。

医療施設名	診療内容	所在地	電話番号
徳島市夜間休日急病診療所	内科・小児科	徳島市沖浜東2-16 ふれあい健康館1階 (月～土) 19:30～23:30 (日・祝) 09:00～17:00、18:00～23:30	622-3576
高木病院	外科・整形外科	徳島市昭和町7-37	625-8353
寺沢病院	外科	徳島市津田西町1-2-30	662-5311
松永病院	整形外科	徳島市庄町4-6	632-3328
協立病院	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科	徳島市八万町橋本92-1	668-1070
中洲八木病院	内科・外科・整形外科	徳島市中洲町1-31	625-3535
橘整形外科病院	内科・外科・整形外科	徳島市寺島本町西2-37-1	623-2462
麻野病院	内科・呼吸器科・外科・消化器科・循環器科	石井町石井字石井231-1	674-2311
川島循環器クリニック	内科・呼吸器科・消化器科・循環器科	徳島市北佐古1-1-8	631-7711
中村整形	整形外科	徳島市二軒屋町1-1-16	652-1119

2. 病状が重いと判断される場合（中・重症） 速やかに搬送して医療処置を受けられるようにするためにも救急搬送車を活用してください。

救急搬送車：679-3999

3/2 (金) 老人会、手づくりぞうきんプレゼント!

村老人会(松本和子会長)では、会員手づくりのぞうきん350枚を、小・中学校、保育所、給食センター、役場に配布しました。「ぞうきんでまわりをきれいに掃除しながら一緒に心も磨いてほしいですね。」と話されていました。



3/8 (木) 卒業祝いに、筆立て贈呈。

村消費者協会から、小学校を卒業する児童の皆さんに筆立てが贈られました。牛乳パックをリサイクルして作られた筆立ては、よい卒業記念となることでしょう。



3/29 (木) 繁栄と平和を祈って。

平成18年度戦没者追悼式を佐小体育館で行いました。243の御霊に黙祷を捧げ、悲しい歴史を繰り返さないことを誓いました。



さなごうちスポーツクラブ案内

5月

〈小学校体育館〉

※健康運動教室
20:00~21:00
※太極拳
19:30~20:30

〈中学校体育館〉

卓球
19:30~21:30
※バドミントン
20:00~22:00

- ・※印の種目は活動費が必要です。
- ・設立総会、わんぱくスポーツは別途案内します。
- ・参加される方でスポーツクラブ未加入の方は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内)
☎679-2817 IP5006

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3 バドミントン	4	5
6	7 健康運動教室	8	9 卓球	10 バドミントン	11	12 設立総会(予定)
13	14	15	16 太極拳	17 バドミントン	18	19
20	21 健康運動教室	22	23 卓球	24 バドミントン	25	26
27	28	29	30 太極拳	31 バドミントン		

明治大学生 受け入れ農家募集!

平成19年9月中旬に明治大学の学生さんが農業実習で佐那河内村に来村します。期間は1週間、参加学生は10人程度、内容はすだち収穫及び農作業全般です。明治大学生と寝食を共にし、農業のノウハウを学生さんに教えて頂ける方を募集します。

お問い合わせ、申し込みは産業建設課まで。

●募集期間

平成19年5月31日(木)

祝100歳

4月3日、今月100歳になられた谷泉カツエさん(寺谷)に、徳島県知事、佐那河内村長より祝い状と記念品などが贈られました。カツエさんの長生きの秘訣は、最近まで畑へ出て草抜きをしたり、散歩をしたりするのが好きだったことです。現在は週2回のデイサービスに出かけるのが楽しみとのことでした。

村内で100歳をお元気に迎えられた方は8人いらっしゃいます。村内初の100歳は、カツエさんのお父様の谷泉正吉さんです。

親子揃ってご長寿のカツエさん、これからもお元気で!!



4/5

(木)

平成19年度

入所式



佐那河内
保育所
探検隊

今年は10人お友達が増えました。3月から通っているお友達を入れて全部で11人。どきどき・わくわくの入所式でした。



たぐさん
友達できるかな〜



僕たちもつお友達!!



入所記念のおやつをパクリ!!



最年少のそらちゃん

- 4歳児 大野 維月(いつき)ちゃん、河野 人輪(とわ)ちゃん
- 3歳児 岩角 亮哉(りょうや)ちゃん、松本 稔央(ねお)ちゃん
- 中野 美采(みう)ちゃん、萩本 翼(つばさ)ちゃん、井開 廉(れん)ちゃん
- 2歳児 矢不 君明(きみあき)ちゃん
- 1歳児 市原 大聖(たいせい)ちゃん(3ヶ月入所)
- 乳児 島津 大斗(ひろと)ちゃん(8ヶ月)、石本 蒼空(そら)ちゃん(6ヶ月)



5/8	火	健康相談	時・所 桜集会所 10:00～11:00 宮前公民館 11:15～11:40 嵯峨生改センター13:30～14:30 嵯峨老人憩の家14:40～15:20	持 健康手帳
9	水	家庭用廃ビニールなど収集日	時 8:30～11:00 所 追上駐車場	
10	木	わんぱく教室	時 10:00～11:30 所 保育所	対問 未入所の乳幼児（就学前まで） 佐那河内保育所 ☎679-2217 (IP5030) 健康福祉課 保険料（年間）1人500円
14	月	心配ごと相談・人権擁護相談	時 9:00～12:00 所 農振センター 2F（小和室）	問 直通ダイヤル ☎679-2432

～村消費者協会からのお知らせです～

消費者被害
緊急情報

☆**県南部で役所をかたったサプリの電話勧誘が発生!**

「保健センターです。サプリメントを送ります。送料に1,000円必要です。」
 という内容の電話があったそうです。

役所が、電話で商品を販売したり、商品を送りつけて代金を請求したりすることはありません。
 電話勧誘販売は次の点に注意しましょう。

- 業者名、電話の目的を確かめ、不審な場合はきっぱりと断りましょう。
- 断っているにもかかわらず商品が届いた場合は受け取りを拒否しましょう。



☆**高齢者が狙われています!**

高齢者は「だましやすい」「断られにくい」と悪質商法の標的にされています。
 「無料」「格安」「プレゼント」などで呼び寄せ、実は、不当に高額な商品売りつけるなどの商法があります。高齢者の方だけでなく、周りの方にも気を付けて被害を防ぎましょう。

最近の消費者被害緊急情報を毎週水曜日にメールマガジンで配信中!
 とくしま消費者交流ひろば (<http://www.16.ocn.ne.jp/~nposhohi/>) から登録してください。
 消費者協会では、会員を募集しています。詳しくは消費者協会会長 森脇豊子 (679-3188、IP5568) まで。

個人情報に関する内容のため削除しています。

日	曜	行事名	とき・ところ	備考
4/16	月	いきいき体操教室	時 13:30～15:30 所 宮前公民館	動きやすい服装で
		常会長行政連絡会	時 20:00～22:00 所 役場3Fホール	総務企画課
17	火	乳幼児相談	時 10:00～10:15(受付) 所 農振センター 2F(大和室)	対 就学前までの乳幼児 持 母子手帳
		1歳6ヵ月児・3歳児健診	時 12:50～13:10(受付) 所 農振センター 2F(大和室)	対 個別通知者 他 持 母子手帳、問診票
		村議会議員一般選挙告示 村議会議員立候補受付	時 8:30～17:00 所 農振センター	
18	水	粗大廃棄物、廃家電、廃ビニール、 古紙など収集日	時 8:30～11:00 所 追上駐車場、 高樋保健センター	
		村議会議員一般選挙期日前 投票(21日まで)	時 8:30～20:00 所 農振センター	
19	木	わんぱく教室 (平成19年度開校式) (子ども劇場の日)	時 10:00～11:30 所 保育所	対 未入所の乳幼児(就学前まで) 問 佐那河内保育所 ☎679-2217(IP5030)健康福祉課 保険料(年間)1人500円
22	日	村議会議員一般選挙投票日	時 7:00～20:00 所 保健センター 他3ヶ所	
		村議会議員一般選挙開票日	時 21:00～ 所 小学校体育館	
23	月	心配ごと相談・行政相談・ 特別相談	時 9:00～12:00 所 農振センター 2F(小和室)	問 直通ダイヤル ☎679-2432
24	火	健康相談	時 寺谷生改センター10:00～11:00 所 保健センター 13:30～14:00 根郷集会所 14:15～14:40	持 健康手帳
25	水	家庭用廃ビニールなど収集日	時 8:30～11:00 所 追上駐車場	
27	金	わんぱく教室(保健師相談日)	時 10:00～11:30 所 保育所	対 未入所の乳幼児(就学前まで) 問 佐那河内保育所 ☎679-2217(IP5030)健康福祉課 保険料(年間)1人500円

ネイチャーセンターだより

No.131

西からの移住者

アオモジ

3月も早いうちから一ノ瀬、大久保峠周辺に、淡黄色の花をいっぱい付けた木があり、まだ冬支度の林縁に花を添え、遠目にも春を感じさせてくれました。

ところで、この木はクスノキ科のアオモジという落葉小高木です。雌雄異株で、雄花の方が大きく見栄えがするので、切り枝には雄株がよく選ばれます。果実は5mmくらいの球形で、黒紫色に熟し、鳥によって散布されます。もともとは九州地方の西半分に分布していて、ヒガンギ、シヨウガノキ、

ツブコシヨウなどの名があります。県内に見られるようになったのは、そんなに遠い昔のことではありません。れっきとした在来種で、しかも樹木でありながら、短期間にこのように分布を広がった例はあまりないようです。

森の伐採や、林道などで空間ができると、ヌルデやアカメガシワなどともいっぺんに早く入り込み、群落を作る、いわゆるパイオニア種です。しかし、森が混んでくるとまた他の空き地に移る。この点に注意して観察してみるのがおもしろいでしょう。(東)

お知らせ

大川原高原における風車建設工事のため、平成19年度の平日・祝日は村中央運動公園管理棟を仮事務所として業務を行います。ネイチャーセンター同様お気軽にご利用ください。(ネイチャーセンターは日曜日のみ開館します。)



アオモジの雄花

行事案内 (要予約)

- 4月22日(日) 10時～15時 「春の妖精」カタクリを見に行こう
- 4月25日(水) 10時～14時 「幸せの青い鳥・オオルリを見に行こう」
- 4月28日(土) 10時～15時 佐那河内村のサルを追跡してみよう
- 4月29日(日) 10時～14時 春を味わおう
- 4月30日(月・休) 10時～14時 「幸せの青い鳥・オオルリを見に行こう」
- 5月4日(金)～5日(土) 15時～9時 里山体験をしてみよう(1泊2日)
- 5月6日(日) 10時～14時 春の植物観察会
- 5月13日(日) 10時～15時 身近な昆虫を知ろう

お申し込み・お問い合わせ先
ネイチャーセンター (☎679-2238)

緑のふるさと協力隊来村!

4月10日、緑のふるさと協力隊の及川仙一さん(仙台市出身)が本村にやってきました。来年3月までの約1年間、農業のお手伝いや地域の行事に参加し、山村の生活を体験します。嵯峨の丸田集会所前の直さんのお宅を借りて生活しますが、活動範囲は村内全域です。遠く離れた東北地方の方と接することで、新しい文化、発想に触れる良い機会になると思います。ぜひ、積極的に声をかけてください。



及川さんに農業などを手伝ってほしい方を募集しています。お問い合わせ、申し込みは産業建設課まで。

◎今回は「広報四方山話」はお休みです



平成17年10月14日生 ^{ねね}寧々ちゃん(1歳6ヵ月)

パパ岡本 和幸さん・ママ亜紀さん(幸田)

ネネちゃんのカワイイ笑顔が大好きです。

(パパ・ママより)